

『2014年版 司法試験 完全整理択一六法 商法』
お詫びと訂正

以下の箇所にて誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2014年11月1日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
149	上から7行目	VII 前項の 通又催告 は、その通知又は催告が……	VII 前項の 通知又は催告 は、その通知又は催告が… …	2014. 10. 24
616	下から5行目	本条が適用されるためには、その行為が当事者の一方について商行為であれば足りる。	本条が適用されるのは、 当事者双方が商人である場合に限られる。	2014. 01. 14
119	上から3行目	【関連条文】309Ⅱ②〔株主総会の特別決議〕、459①Ⅱ〔一定の場合には取締役会……〕	【関連条文】309ⅠⅡ②〔 特定の株主からの取得については株主総会の特別決議 〕、459Ⅰ①〔一定の場合には取締役会……〕	2013. 12. 02
14	第15条の【関連条文】の1行目	商 2 〔物品の販売等……〕	商 26 〔物品の販売等……〕	2013. 08. 23